

昭和四年度

京モス金町工場争争 (金町支部) 六月

原因……… 永年の懸案である。外出口自由。結請の自由を中心として斗争に決し六月廿五日
破産宣告。二十九日謝辞委員を会合し十七日の要求提出。ストライキ実行。
解決……… 七月一日警視庁調停係の調停の上で大勝利達成(解決事項は労働大憲章一巻第六
号参照)

京モス電工工場争争 (皇戸支部) 八月

原因……… 八月八日リンゴの女工五中心に賃銀一割二分値上げの要求で急業。
解決……… 十一日交渉の結果四分値上げ(最低四割二丁より最低十割八丁まで)有利解決。

長崎紡織争争 十月

原因……… 十月一、度知賃銀二割値下。積立金利息値下を会社発表により三千の従業員憤起
二日夜、夜勤者男女一千名工場を脱出。組合同盟九州聯合会は引き揚ぐ。暴力団
と共謀。三日二十ヶ条の要求提出。持久戦。十月十八日勝利解決。
解決……… (労働大憲章三巻第十号参照)

相本染工場の紛争 (城東第二支部) 十一月

原因……… 十一月十日支那貿易商協業者会連盟に加入。支店金七十円でゴマ化さんとしたので
支店を交渉の結果十八日百六十四支給せしめて勝利解決。

昭和四年度

京モス金町工場争争 (金町支部) 二月

原因……… 昭和三年十一月より東京モスリン会社に於て新賃銀制度実施其のため金町工場
は個人請負を共同請負に変更し。女工員の賃銀は四五円から十四の値下となつた
の下二月二十七日賃銀値下反対。共同請負撤廃。新賃銀制度反対の嘆願書提出。
交渉決裂。三月二日改めて要求提出サボタージュに入る。
解決……… 三月五日交渉の結果勝利解決(解決事項は労働大憲章三巻第二号参照)

大日本紡尼ヶ崎工場の争争 三月

原因……… 三月一日より深夜業禁止の実施を前にして労働条件の値下反対。二月廿六日嘆願
書提出。廿七日勝利解決
解決……… 条件(労働大憲章三巻第二号参照)

宮田染工場の台心業 (城東第二支部宮田班) 三月

原因……… 三月十日勤務手当外三ヶ条を要求し急業一日の結果勤務手当(勤務一ヶ年につき
日給の十五分)一ヶ年を請求するに日給十五分加算)
解決……… 外三ヶ条実現。